

川崎市認定こども園認定等事務取扱要領

30 川こ子幼第 114 号
平成 30 年 10 月 1 日局長専決

(趣旨)

第 1 条 この要領は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）及び同法施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「施行規則」という。）の規定に基づいて行う認定の申請、届出の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第 2 条 法第 4 条の規定により認定こども園の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として認定を受けようとする年度の前年度 12 月末までに認定こども園認定申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を川崎市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書に、別表第 1 に定める書類を添えて提出するものとする。

3 申請者は、認定を受けようとする認定こども園の開園日数及び開園時間、利用定員、実施すべき子育て支援事業等について、あらかじめ市長の意見を聴くものとする。

(変更の届出)

第 3 条 認定こども園の設置者は、法第 29 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合には、原則として変更しようとする年度の前年度 12 月末までに認定こども園に係る変更届（第 2 号様式。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、変更届を受けた場合には、当該変更届の写しを神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

3 第 1 項の規定による変更届に添付する書類は、法第 29 条第 1 項の規定によるもののほか市長が必要に応じて定めることとし、別表第 2 に定めるとおりとする。

4 認定こども園の設置者は、開園日数及び開園時間、子育て支援事業並びに保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ市長の意見を聴くものとする。

5 施行規則第 28 条第 1 号に規定する都道府県知事が定める数及び同条第 2 号に規定する都道府県知事が定めるものは、神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱第 3 条第 5 項各号に掲げるとおりとする。

(運営の状況の報告)

第 4 条 認定こども園の設置者は、法第 30 条第 1 項の規定によりその運営の状況について、認定こども園に係る運営状況報告書（第 3 号様式。以下「報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する報告を受けた場合には、報告書の写しを知事に提出するものとする。
- 3 認定こども園の設置者は、報告書に、別表第1に定める書類を添えて提出するものとする。
- 4 認定こども園の設置者は、第1項の規定による報告を毎年6月30日までに行わなくてはならない。

(他の地方公共団体との協議)

第5条 市長は、法第3条第7項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書(第4号様式)又は認定こども園の認定の取消しに係る協議書(第5号様式)により、知事に協議しなければならない。

(認定の廃止)

- 第6条 認定こども園の設置者が当該認定こども園を廃止しようとするときは、認定こども園に係る廃止届(第6号様式)により、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により届け出ようとする当該施設の設置者は、原則として廃止希望年度の前年度末までに市長の意見を聴くものとする。
 - 3 第1項の届出は、原則として廃止希望年度の7月末日までに行わなければならない。
 - 4 市長は、第1項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、手続等に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。